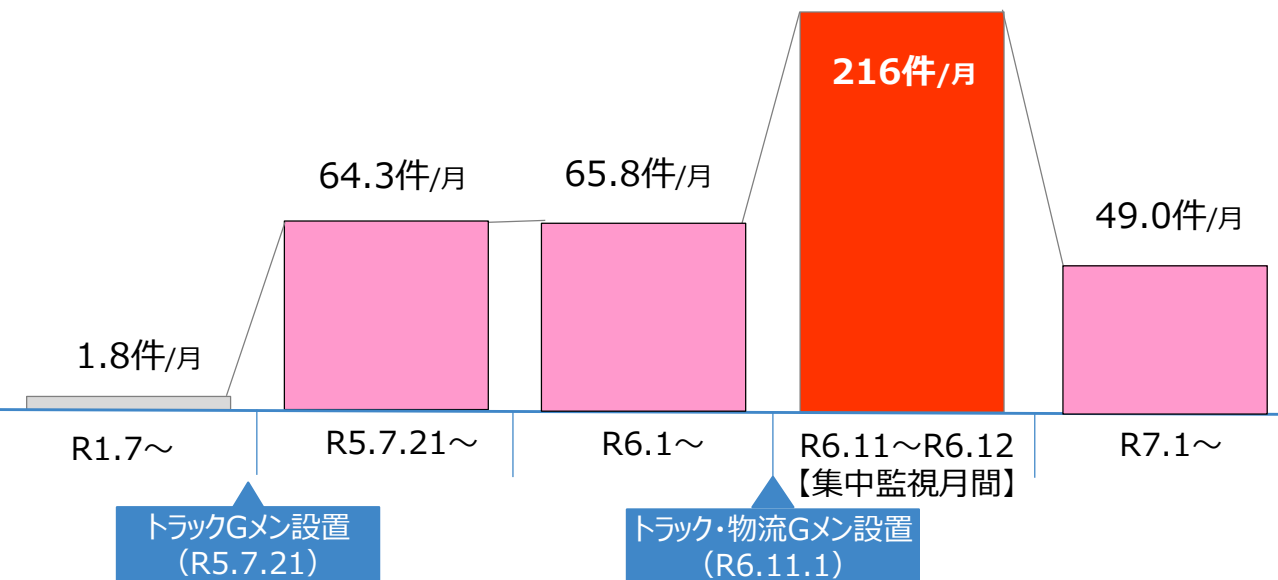


トラック・物流Gメンによる荷主等への是正指導の取組結果

- **「物流革新に向けた政策パッケージ」**（令和5年6月）に基づき、**全国162名体制の「トラックGメン」**を設置（令和5年7月）。
関係省庁と連携して、悪質な荷主・元請事業者に対し、貨物自動車運送事業法に基づく**「働きかけ」**や**「要請」**を実施。
- 令和6年11月には、物流産業全体の取引適正化を進めるため、トラックGメンを**「トラック・物流Gメン」**へ改組し、本省・地方運輸局等の物流担当部署の職員と、各都道府県のトラック協会が新たに設ける**「Gメン調査員」**を加えた総勢**360名規模**に体制を拡充。
- **令和6年11月・12月を「集中監視月間」と**位置づけて取組を強化し、**「勧告」（2件）**を実施（令和7年1月30日）したほか、**「働きかけ」（423件）**、**「要請」（7件）**による是正指導を徹底。**令和7年度は、10月・11月に「集中監視月間」を実施。**

トラック・物流Gメンの活動実績

<月当たりの「働きかけ」「要請」「勧告」平均実施件数>



働きかけ等の累計実施件数（R1.7~R7.8）

- 勧告 : 4件（荷主2、元請1、その他1）
- 要請 : 188件（荷主100、元請82、その他6）
- 働きかけ : 1,757件（荷主1,228、元請466、その他63）

⇒ **計1,949件**の法的措置を実施

主な違反原因行為

- 長時間の荷待ち（48%）
- 契約にない附帯業務（20%）
- 運賃・料金の不当な据置き（16%）
- 無理な運送依頼（7%）
- 過積載運送の指示・容認（6%）
- 異常気象時の運送依頼（3%）

今般**「働きかけ」「要請」「勧告」の対象となった荷主等**については**フォローアップ**を継続し、**改善が図られない場合は更なる法的措置の実施**も含め厳正に対処。